

平成 2 3 年

第 2 回市議会臨時会 議案第 3 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 2 6 年函館市条例第 15
号) の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 2 第 2 項第 2 号中「 8 , 5 0 0 円 」を「 7 , 0 0 0 円 」
に改める。

附則に次の 2 項を加える。

17 平成 2 4 年 1 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの間における
行政職給料表の適用を受ける職員 (任用の事情を考慮して市長が定
める職員を除く。) の給料月額 (一般職の職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例 (平成 1 8 年函館市条例第 2 6 号。以下この
項において「平成 1 8 年改正条例」という。) 附則第 9 項から第 11
項までおよび一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例 (平成 2 3 年函館市条例第 号。以下この項において「平成
2 3 年改正条例」という。) 附則第 3 項から第 5 項までの規定によ
る給料を支給される職員にあつては、給料月額とこれらの規定によ
る給料の額との合計額) は、第 3 条から第 4 条まで、附則第 1 3 項
第 1 号、平成 1 8 年改正条例附則第 9 項から第 1 1 項までおよび平
成 2 3 年改正条例附則第 3 項から第 5 項までの規定にかかわらず、
これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる

職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 職務の級が6級以上である職員 100分の8

(2) 職務の級が5級である職員 100分の6.2

(3) 職務の級が4級である職員 100分の5.2

(4) 職務の級が3級である職員 100分の4.2

(5) 職務の級が2級以下である職員 100分の3

18 前項の規定の適用を受ける職員については，附則第13項第2号から第5号までおよび第14項から第16項までの規定は，適用しない。

別表1を次のように改める。

別表1 行政職給料表(第3条関係)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
1 0	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
1 1	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
1 2	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
1 3	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
1 4	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
1 5	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
1 6	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
1 7	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
1 8	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
1 9	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
2 0	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
2 1	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
2 2	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
2 3	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
2 4	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
2 5	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
2 6	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
2 7	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
2 8	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
2 9	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
3 0	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
3 1	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
3 2	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
3 3	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
3 4	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
3 5	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
3 6	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
3 7	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
3 8	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
3 9	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
4 0	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800
4 1	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
4 2	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
4 3	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
4 4	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
4 5	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
4 6	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		

4 7	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
4 8	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
4 9	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
5 0	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
5 1	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
5 2	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
5 3	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
5 4	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
5 5	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
5 6	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
5 7	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
5 8	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
5 9	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
6 0	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
6 1	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
6 2	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
6 3	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
6 4	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
6 5	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
6 6	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
6 7	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
6 8	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
6 9	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
7 0	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
7 1	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
7 2	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
7 3	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
7 4	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
7 5	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
7 6	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
7 7	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
7 8	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
7 9	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
8 0	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				
8 1	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				
8 2	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				
8 3	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
8 4	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				
8 5	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				
8 6	239,700	294,800	343,200	383,900					
8 7	240,400	295,100	343,700	384,500					
8 8	241,100	295,500	344,200	385,100					
8 9	241,900	295,800	344,600	385,800					
9 0	242,400	296,200	345,100	386,400					
9 1	242,900	296,600	345,600	387,000					
9 2	243,400	297,000	346,100	387,600					
9 3	243,700	297,100	346,300	388,300					
9 4		297,500	346,800						
9 5		297,900	347,300						

9 6		298,300	347,800						
9 7		298,500	347,900						
9 8		298,900	348,400						
9 9		299,300	348,900						
1 0 0		299,700	349,400						
1 0 1		299,900	349,700						
1 0 2		300,300	350,100						
1 0 3		300,700	350,500						
1 0 4		301,100	350,900						
1 0 5		301,300	351,400						
1 0 6		301,600	351,800						
1 0 7		302,000	352,200						
1 0 8		302,400	352,600						
1 0 9		302,600	353,100						
1 1 0		303,000	353,500						
1 1 1		303,400	353,900						
1 1 2		303,700	354,200						
1 1 3		303,800	354,700						
1 1 4		304,200							
1 1 5		304,600							
1 1 6		305,000							
1 1 7		305,200							
1 1 8		305,500							
1 1 9		305,800							
1 2 0		306,100							
1 2 1		306,500							
1 2 2		306,800							
1 2 3		307,100							
1 2 4		307,400							
1 2 5		307,800							

備考 この表は、医師職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年函館市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第9項各号列記以外の部分中「一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後」に改め、同項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

附則第12項中「給与条例第22条第4項(」を「一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第22条第4項(」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年函館市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成24年1月1日から平成25年3月31日までの間における特定任期付職員の給料月額は、第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(1) 3号給以上の号給および第6条第3項の規定による給料月額を受ける職員 100分の8

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の6.2

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第1条中第12条の2第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(特定の号給の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受けていた号給(以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員の切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

(号給の切替えに伴う経過措置)

3 前項の規定により号給を決定された職員(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年函館市条例第26号)附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員を除く。)で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額から旧号給に対応する附則別表の引下額欄に定める額を減じた額に達しないこととなるもの(市長が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員につい

て、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第22条第4項（給与条例第22条の4第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、給与条例第22条第4項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年函館市条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（市長への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（職員の休日および休暇に関する条例の一部改正）

- 8 職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 前項に規定する職員が一般職の職員の給与に関する条例附則第17項の規定の適用を受ける場合においては、前項の規定は、適用しない。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 9 職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 前項に規定する職員が給与条例附則第17項の規定の適用を受ける場合においては、前項の規定は、適用しない。

（函館市職員退職手当条例の一部改正）

- 10 函館市職員退職手当条例（昭和59年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項の次に次の1項を

加える。

15 退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については，一般職の職員の給与に関する条例附則第17項および一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）附則第2項の規定は，適用しない。

附則別表

給料表	職務の級	旧号給	新号給	引下額
行政職	4級	94号給から97号給まで	93号給	1,800円
給料表	5級	86号給から89号給まで	85号給	1,900円

（提案理由）

一般職の職員の給与を改定し，ならびに給料月額および給料月額を算定基礎とする手当等の額を平成24年1月から平成25年3月までの間について減額するため